

奨励企業の原材料 および 必要資材に関する手続き

投資委員会事務局

1

議題

- ・ 原材料および必要資材に関する恩典
- ・ 原材料および必要資材の定義
- ・ 第36条および第30条に基づく恩典の行使

2

原材料および必要資材に関する恩典

第30条

国内で製造・販売するために輸入される原材料
および必要資材の輸入関税の減免

第36条(1)

輸出向けに製造するために輸入される原材料
および必要資材の輸入関税の免除

第36条(2)

再輸出するために輸入されるものの輸入関税を免除する

3

原材料および必要資材の定義

原材料 (Raw Material) とは製品を造るために製造、混合、組み立てするもので、場合により工程を通過して原形が残らないこともあり、包装材も含む。

必要資材 (Essential Material) とは効率、品質、製品規格、ロス削減、生産性の向上のために製造、混合、組み立てに使用しなければならないもので、消耗されるものを示す。

4

第36条(1)に基づく恩典の行使

- ・ 6ヶ月最高在庫認可の申請
- ・ フォーミュラ認可の申請
- ・ 原材料通関命令の申請
- ・ 原材料ストックカットの申請
- ・ 原材料譲渡の申請
- ・ 原材料輸入関税の支払い
- ・ 原材料輸入期間の延長
- ・ 恩典終了後の手続き

5

最高在庫認可の申請

目的

企業に輸入する前に原材料およびその量を事前に認可し、免税で原材料を定められた数量で輸入できるようにすること。原材料の名称は2項目に分かれている。

1. 本名認可された原材料および数量を定めるため
2. 副名称免税される原材料の通関命令を申請するため

6

認可申請される原材料名(本名)

1. 原材料 1項目に1本名あること
2. 共通名であること
3. 本名の輸入単位は関税局のUnit Codedとする

7

単位(Unit Coded)

単位の略称	単位	意味
GRM	Gram	グラム
KGM	Kilo-gram	キログラム
C62	Piece or Unit	個または単位
PR	Pair	ペア
SET	Set	セット
MTR	Meter	メートル
CMQ	Cubic Centimeter	立法センチ

単位 (Unit Coded)

単位の略称	単位	意味
MTQ	Cubic meter	立法メートル
LTR	Liter	リトル
CTM	Carat	カラット
MTK	Square meter	平方メートル
YDK	Square yard	平方ヤード
KWH	Kilo watt hour	キロワット時
TNE	Metric ton	トン

単位 (Unit Coded)

単位の略称	単位	意味
CMT	CENTIMETRE	センチメートル
FTK	SQUARE FOOT	平方フット
FTQ	CUBIC FOOT	立法フット
INH	INCH	インチ
YRD	YARD	ヤード
LBR	POUND	ポンド

บริษัท สยามนิคมพานิช จำกัด (0106630650114) Tel. สำนักงานกรุงเทพฯ โทร. 191 ต่อสาย 1 ถึง 5
 ถนนรัชดาภิเษก พิกัดถนนและระวางยกย่องระหว่างท่าเรือท่าเรือพาณิชย์กรุงเทพ

ACB 05504 1 120

วันที่ออกใบ 29-04-2556 17:00:17 ไม่ใช่อัตราแลกเปลี่ยนที่คงที่ ราคาและมูลค่า เป็นเงินของ ผู้ขาย		วันที่รับใบ 29-04-2556 17:00:17		เลขที่ใบ A0205660413420	
ผู้ขาย SHARP MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. เลขที่ 3 ถนนแจ้งวัฒนะ จ.นนทบุรี 73120 โทร. 034-227947-9 Fax : 034-227950		ผู้ซื้อ SMTL13.04.26		เลขที่ใบ SMTL13.04.26 ๒0502/1๖ ๒๐1๖๑ . ๙05๙	
เลขที่ใบ 11233421312 (11233421312)		เลขที่ใบ FM839 (1190) (เครีบ4ดิม)		เลขที่ใบ 114 CT	
เลขที่ใบ 11233421312		เลขที่ใบ 114 CT		เลขที่ใบ 1190	
เลขที่ใบ 114 CT (ONE HUNDRED FOURTEEN CARTON)		เลขที่ใบ 1190		เลขที่ใบ 1190	
เลขที่ใบ 85371099 USD 9,571.81		เลขที่ใบ 28,190.61		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 / KGM 281,906.08		เลขที่ใบ 10%		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 39,900 KGM		เลขที่ใบ 1,197 C62		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 85371099 USD 1,067.14		เลขที่ใบ 5,793.56		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 / KGM 87,935.62		เลขที่ใบ 10%		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 8,200 KGM		เลขที่ใบ 246 C62		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 85371099 USD 759.67		เลขที่ใบ 2,237.36		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 / KGM 22,373.57		เลขที่ใบ 10%		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ 000 3,167 KGM		เลขที่ใบ 95 C62		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ USD 12,298.62		เลขที่ใบ 0.00		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ CIF BANGKOK 362,215.27		เลขที่ใบ 1,638 C62		เลขที่ใบ 0.00	
เลขที่ใบ Total G.W. 51,267 KGM		เลขที่ใบ 0.00		เลขที่ใบ 0.00	

รายการ	ประเภทพิกัด	ราคาของ (เงินต่างประเทศ)	อัตรา	อากรขาเข้าตามปกติ	ค่าธรรมเนียม	รหัสสินค้าลดระพสามิต	ภาษีลดระพสามิต	ฐานภาษีมูลค่าเพิ่ม
1	รหัสลดตีตี หน่วย	ราคาของ (บาท)	10%	28,190.61	0.00		0.00	310,096.69
	000 / KGM	281,906.08		0.00	0.00		0.00	21,706.77
	รหัสลดตีพิเศษ	น้ำหนักสุทธิ		บริษัท	เอก 0907/ศ.ค./175572	ชนิดของ		
	000	39,900 KGM		1,197 C62	CCD PWB UNIT			
	เจ้าหน้าที่				แผงวงจรอิเล็กทรอนิกส์			
					การลดอัตราอากรและยกเว้นอากรศุลกากรตามมาตรา 12			BOI
					แห่งพระราชกฤษฎีกาที่กีดอัตราศุลกากร พ.ศ. 2530			

認可申請される原材料名(副名称)

1. 副名称は異なる原材料から作られたものでも、本名と同じ種類でなければならない。
2. 副名称は本名の略称または本名と同じ製品と証明できる商品名でもよい。
3. 副名称毎に関税コード(8桁)を示すこと。
4. 副名称の単位は本名と同じものとする。

項目原材料および必要資材リスト

1. 第36条(1)に基づく恩典を行使するまたは第36条(1)に基づく恩典を行使した者から購入する原材料および必要資材の項目のみ申請すること。
2. 申請する原材料および必要資材は認可された工程にあるものでなければならない。

原材料および必要資材リスト認可条件

1. 製造業の場合、機械を輸入したエビデンスが必要である。
2. IPOの場合、倉庫および在庫管理のソフトウェアのエビデンスが必要である。

15

繊維産業

項目	本名	副名称	単位 (Unit Coded)	6ヶ月数量	関税コード	明細
000001	WOVEN FABRIC		MTK	1,200,000		織布
		POLYESTER 100%			5407.69.00	ポリエステル織布
		COTTON 100 %			5208.11.00	木綿織布
000002	BUTTON		C62	5,000,000		ボタン
		METAL BUTTON			9606.22.00	金属製ボタン
		PLASTIC BUTTON			9606.21.00	プラスチック製ボタン
000003	THREAD		MTR	25,000,000		糸
		NYLON THREAD			5401.10.00	ナイロン糸
		POLYESTER THREAD			5508.10.00	ポリエステル糸

鉄鋼産業

項目	本名	副名称	単位 (Unit Coded)	6ヶ月 の数量	関税 コード	明細
000001	STEEL SHEET		KGM	70,000		鉄板
		STEEL SHEET IN COIL			7209.17.00	鉄板
000002	GALVANIZE STEEL SHEET		KGM	20,000		亜鉛鉄板
		GALVANIZE STEEL SHEET IN COIL			7210.30.10	亜鉛鉄板

電子産業

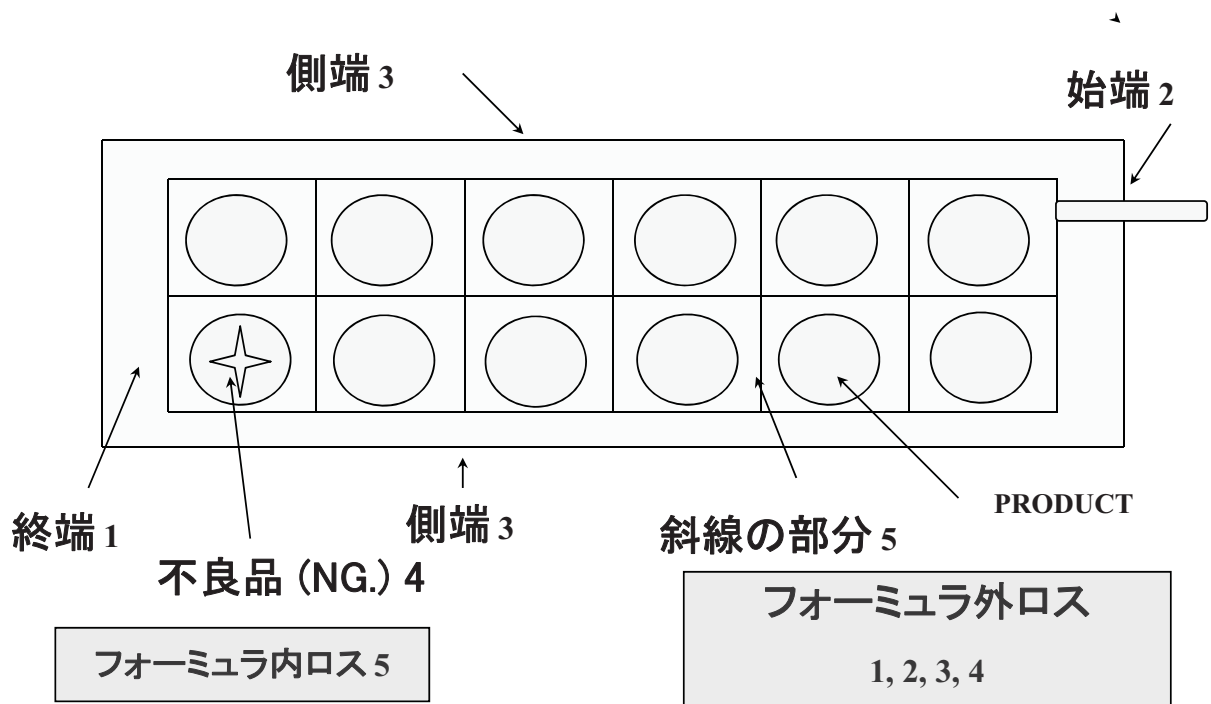
	本名	副名称	単位 (Unit Coded)	6ヶ月 の数量	関税 コード	明細
000001	PRINTED CIRCUIT BOARD		C62	2,000,000		PCB
		PCB			8534.00.10	PCB
		PRINTED WIRING BOARD			8534.00.10	PCB
		PWB			8534.00.20	PCB
000002	WASHER		C62	500,000		ワッシャー
		SPRING WASHER			XXXX.XX.XX	スプリングワッシャー
		NYLON WASHER			XXXX.XX.XX	プラスチックワッシャー

プラスチック産業

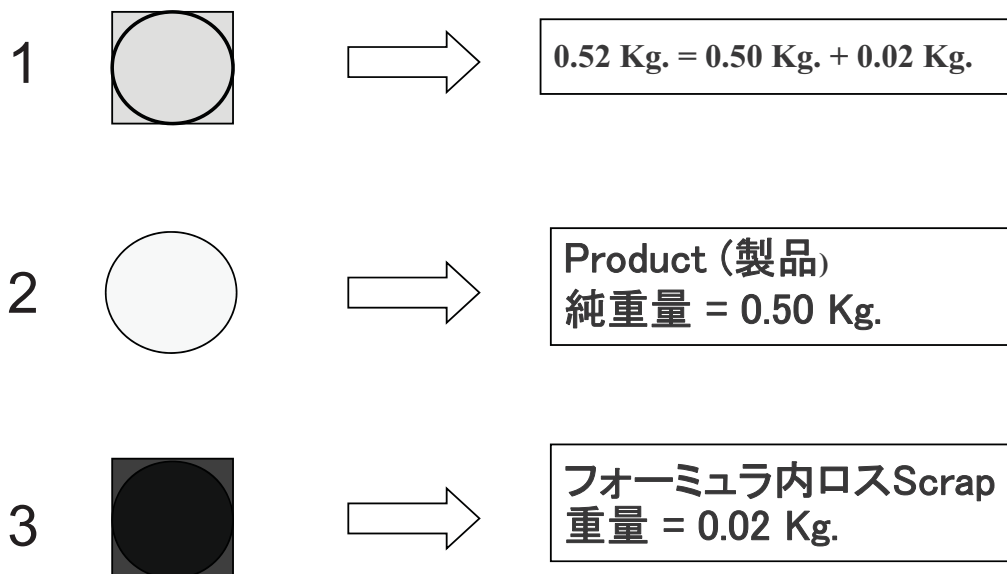
項目	本名	副名称	単位 (Unit Coded)	6ヶ月 数量	関税 コード	明細
000001	ACRYLONITRILE BUTADIENE STYRENE RESIN		KGM	40,000		プラスチック粒
		ABS RESIN			3903.30.60	プラスチック粒
000002	POLYPROPYLENE RESIN		KGM	20,000		プラスチック粒
		PP RESIN			3902.30.90	プラスチック粒
000003	POLYOXY METHYLENE		KGM	30,000		プラスチック粒
		POM			3907.10.00	プラスチック粒
		POLYACETAL			3907.10.00	プラスチック粒

フォーミュラ認可の申請

1. 本名に基づき各項目の製品の実際の原材料
使用量の認可
2. ロスがある場合、重量、体積、面積で輸入される
原材料のみ認可する。
3. 輸出する前に認可を申請すること。



21



22

フォーミュラ認可の申請

ELECTRIC FAN モデル 122 製造数量 1000 個 / 6ヶ月

MML順	項目原材料(本名)	MML単位	使用量		
			1個当たり	ロス	合計
000001	MOTOR	C62	1	0	1
000002	FAN BLADE	C62	1	0	1
000003	LOCK NUT	C62	1	0	1
000004	FAN GUARD	C62	2	0	2
000005	CORD	C62	1	0	1
000006	POLYOXY ETHYLENE	KGM	0.25	0	0.25

23

最高在庫認可の申請

1. 輸入する各項目の原材料の最高在庫量は奨励証書に基づく生産能力に6ヶ月間使用される原材料の数量で計算するもの。
2. 第30条に基づく恩典を行使する場合、第30条の行使分を差し引くこと。

24

最高在庫の計算例

製品 ELECTRIC FAN (奨励証書に基づき) モデル A 1 および A 2 製造数量 1000個 / 6ヶ月

順	原材料および 必要資材の項目		Model A1 使用量/個	製造数量 500 個	Model A2 使用量/個	製造数量 500 個	合計
000001	MOTOR	C62	1	500	1	500	1000
000002	FAN BLADE	C62	1	500	1	500	1000
000003	LOCK NUT	C62	1	500	0	0	500
000004	FAN GUARD	C62	2	1000	1	1000	2000
000005	CORD	C62	1	500	1	500	1000
000006	POLYOXY ETHYLENE	KGM	0	0	0.30	150	150

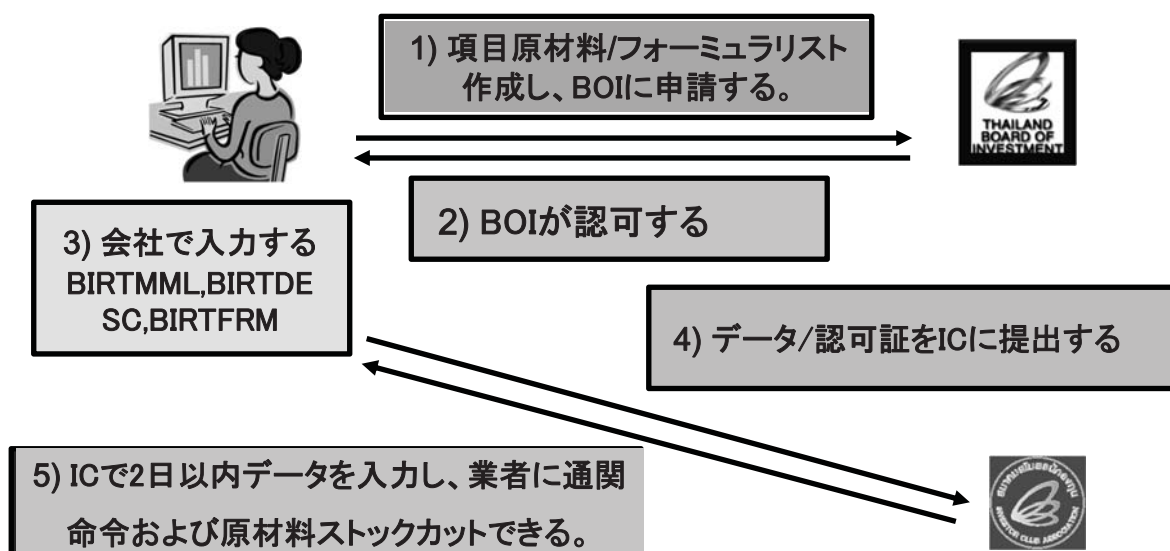
25

最高在庫の認可

製品 ELECTRIC FAN 製造数量 1000 個/6ヶ月

MML順	項目原材料(本名)	MML単位	輸入数量
000001	MOTOR	C62	1000
000002	FAN BLADE	C62	1000
000003	LOCK NUT	C62	500
000004	FAN GUARD	C62	2000
000005	CORD	C62	1000
000006	POLYOXY ETHYLENE	KGM	150

項目原材料およびフォーミュラの認可手続き



輸出した製品を修理のために戻す

1. 自社で造った製品
2. 修理できる製品
3. 適切に応じて数量を認可する
4. 入れた日より1年以内に輸出すること
5. 修理に使用される部品は輸入関税を免除されない
6. R項目で最高在庫に認可する
7. 本名で申請すること

最高在庫認可の申請

製品 ELECTRIC FAN 製造数量 1000 個/6 ヶ月

MML順	項目原材料(本名)	MML単位	輸入数量
000001	MOTOR	C62	1000
000002	FAN BLADE	C62	1000
000003	LOCK NUT	C62	500
000004	FAN GUARD	C62	2000
000005	CORD	C62	1000
000006	POLY OXY ETHYLENE	KGM	150
R00001	RETURN ELECTRIC FAN	C62	100

第36(2)条に基づき再輸出のために輸入する

1. 製造工程を通さず輸入される。
2. 適切な数量
3. 第36条(1)に基づく原材料と別の項目リスト

銀行保証の使用

1. 奨励回答をもらったもののみに銀行保証を認可する。
2. 原材料項目リストを認可されない場合関税のみ保証を認可する。
3. 原材料項目リストを認可された場合 輸入関税およびVATの保証を認可する。
4. 保証期間が1年間とする。
5. 保証の取消は保証期間中に行うこと。

31

原材料および必要資材の通関命令の申請

1. 原材料項目リストを認可された場合
認可された最高在庫量を超えない項目および数量のみ認可する。
2. 保証の取消
保証された範囲で、認可された期間内取り消してよい。
3. 還付請求する場合、輸入日より2年以内請求すること。
4. 恩典期間満了の場合、満了日より1年以内に還付請求すること。

32

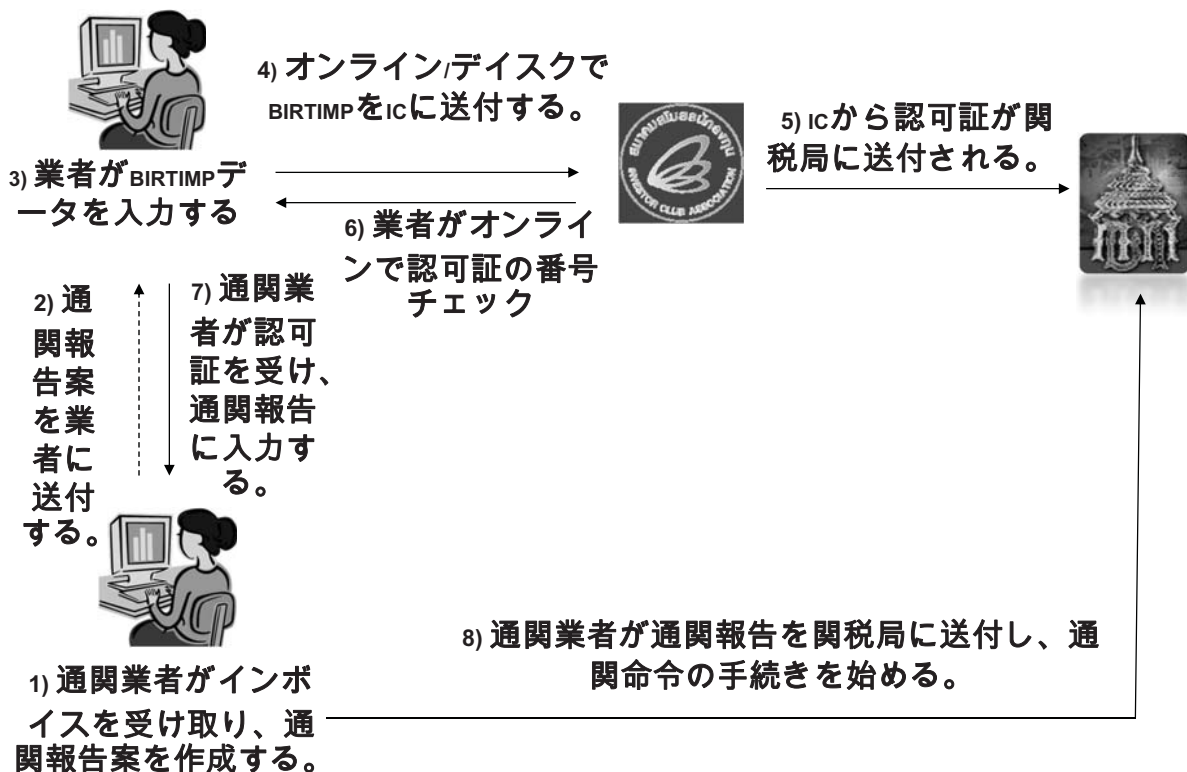
原材料および必要資材の通関命令申請

RMTS-2011システムよりデータが以下のように関税局に送られる。

1. 原材料名 免税恩典が付与される原材料の輸入数量および単位が申告する製品と痛感報告の順番および項目で一致しなければならない。
2. 輸入原材料の単位のデータは関税局の関税コードに一致しなければ痛感できない。

33

RMTS-2011システムを通じて原材料の通関命令



データの準備 インボイスの原材料の順番を通関報告のものと同じさせ、通関報告を作成する。

Invoice No. 111		
順	項目	数量
1	AB	10 PC
2	BC	20 PC

Invoice No. 222		
順	項目	数量
1	AB	10 PC
2	CC	10 PC

輸入報告		
順	項目	数量
1	AB	10 C62
2	BC	20 C62
3	AB	10 C62
4	CC	10 C62

データの準備 BOI恩典とほかの恩典と別で行使する場合

Invoice No. 333		
順	項目	数量
1	AB	100 PC

輸入通関報告			
順	項目	数量	メリット
1	AB	80 C62	19 Bis
2	AB	20 C62	BOI

RMTS2011システムを通じての原材料通関命令

Part Number, PO Number, Spec.など説明が追加された輸入する
原材料名 通関命令は2通りになる。

Des 1 : 副名称 (MMLで)に合った原材料名

Des 2 : 添付明細

Example

Group Des. In Invoice : SHAFT DRIVE (C49C541 0010)

Group Des. In Master List : SHAFT DRIVE

Group Des. In Invoice : WIRE (31 MT = 100 MF)

Group Des. In Master List : WIRE

DES.1	DES.2
SHAFT DRIVE	(C49C541 0010)
WIRE	(31 MT = 100 MF)

原材料および必要資材のストックカット

輸出通関報告またはベンダー譲渡の日付より1年以内に原材料および必要資材ストックカットを申請すること。

直接輸出する業者

輸出したエビデンス

1. 輸出通関報告 または
2. フリーゾーンへの輸出通関報告
3. 電子システムからプリントされた国内譲渡通関報告
4. インボイスまたはパッキングリストの写し
5. 国内メーカーからの使用量原材料報告書

原材料および必要資材のストックカット

間接輸出する業者

1. 事務局が保証するREPORT -V)
2. スtockカットするベンダーの製品名は原材料リスト(副名称に)あること。

39

原材料および必要資材輸入関税支払いの申請

輸出できないものの輸入関税支払い

1. ほとんどの製品(8割)が輸出されている
2. 製品販売する前に関税を支払うこと
3. 輸入関税率は一般のレートとする

事務局布告 第ポ一./2541

40

原材料および必要資材輸入関税支払いの申請

輸出向けに製造されない原材料の関税支払い

1. 輸入日の状態、関税率で納税義務あり
2. VAT納税義務あり
3. VATの延滞金1月1.5%とする
4. VATの罰金1倍とする

41

ロス

ロスとは

1. 製造に使用する前もしくは製造から残存する
原材料および必要資材
2. 製造からの屑
3. 品質が合格しない製品または部品

事務局布告 第ポ一5/2543

42

ロスの分類

1. フォーミュラ内ロスとはフォーミュラに記された工程ロス
2. フォーミュラ外ロスとはフォーミュラに記されない製造ミスによるロスまたは製造から残存する原材料

43

第36条(1)に基づく製造ロス

1. フォーミュラ内ロスは輸出と同時にストックカットすること。
2. フォーミュラ外ロスは別にストックカットすること。

44

ロスに関する手続き

1. 事務局が認可する方法で破壊すること。
2. 輸出すること。
3. 政府機関、機構、事務局が認可する慈善団体に寄付すること。

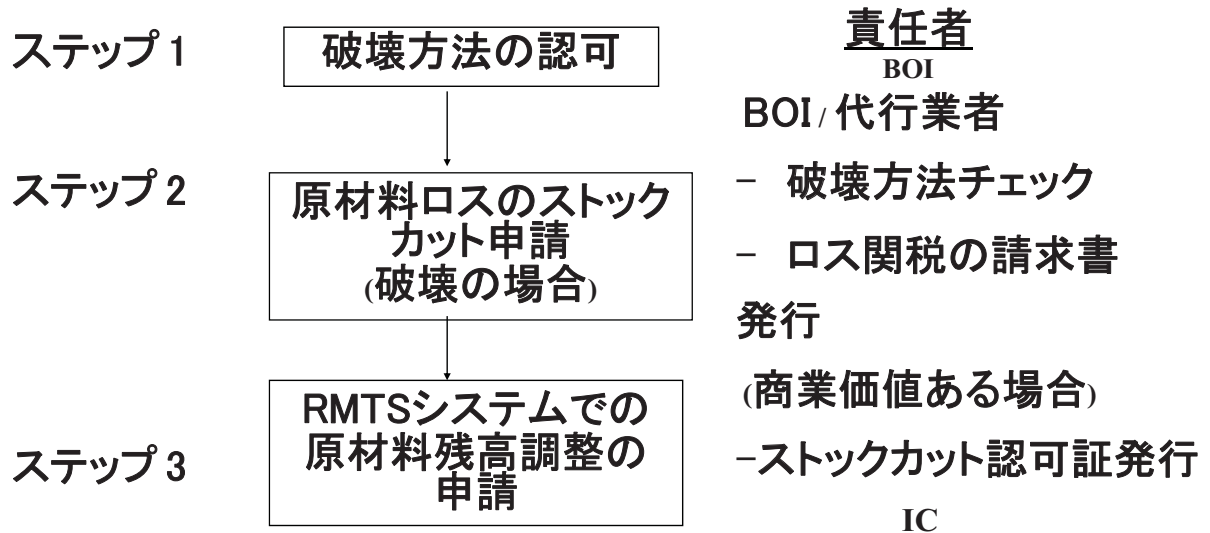
45

ロスに関する手続き

1. 破壊認可を申請する。
2. ロス数量認可を申請する。
(商品価値のあるロスはストックカットする前に
関税を支払うこと。)
3. ロスのストックカット
4. RMTSシステムでのSTOCKを調整する。

46

ロスのストックカット



47

ロスのストックカット

納税義務あり

1. 製造に使用する前もしくは製造から残存する原材料
2. 品質が合格しない製品または部品
3. 製造からの屑

48

ロスのストックカット

納税義務なし

1. 事務局が認可する方法で破壊すること。
2. 輸出すること。
3. 政府機関、機構、事務局が認可する慈善団体に寄付すること。

49

原材料および必要資材の譲渡

1. 認可日に譲渡人および譲渡先はどちらも第36条(1)に基づく恩典を付与された者であること。
2. 譲渡する原材料と受け取る原材料は同一の原材料名であること。
3. 原材料の数量は認可された原材料の最高在庫を超えてはならない。
4. 1ヶ月以内にICで残高を調整すること。

50

外部に原材料の持ち出し

原材料の海外への輸出

1. 輸出する原材料の項目は輸入された項目でなければ ならない。
2. 恩典期間内に輸出すること。期間満了の場合、期間満了日より1年以内に輸出すること。

原材料または製品の外部への持ち出し
事前に認可を申請すること。

51

第36条(1)に基づく原材料輸入期間延長の申請

- 1.36条(1)に基づく恩典を付与されていること。
- 2.恩典期間中または満了日より6ヶ月以内に延長を申請すること。
- 3.延長する期間は2年間以内とする。

52

恩典終了後の手続き

1. 満了日より1年以内に製造および輸出をし、2年以内にストックカットおよび精算すること。
2. 清算からの残高は輸入日の状態に基づき関税を払わなければならない

53

30条に基づく手続き

54

第30条に基づく手続き

恩典行使手続き

1. 原材料および必要資材リストの認可
2. 原材料および必要資材の在庫計算
3. フォーミュラの認可
4. 原材料および必要資材の通関命令
5. 製造ロス
6. 原材料および必要資材の使用報告

55

原材料および必要資材リストの申請

1. 輸入毎に2ヶ月事前に申請すること。
2. 国内で製造されていない原材料であること。

事務局布告 第ポ一9/2544

56

フォーミュラ認可の申請

1. 認可された原材料リストのみ認可する。
2. ロスがある場合、重量、体積、面積で輸入された原材料のみ認可する。

事務局布告 第ポ一10/2544

57

最高在庫認可の申請

1. 項目原材料および必要資材リストは輸入インボイスに一致させること。
2. 奨励証書に基づく輸入量は1年間における最高生産力で計算すること。
3. 第36条(1)に基づく恩典の行使は第36条(1)の分を差し引くこと。

事務局布告 第ポ一10/2544

58

製造ロス

1. 製造に使用する前もしくはは製造から残存する原材料および必要資材
2. 製造からの屑
3. 品質が合格しない製品または部品

事務局布告 第ポ一4/2543

59

納税義務のあるロスのストックカット

1. 使用前もしくはは製造からの残存の原材料
2. 関税を全額支払ってはじめてストックカットできる

60

納税義務のないロスのストックカット

1. 製造からの屑
2. 品質が合格しない製品または部品

61

原材料の使用報告

1. 恩典満了日より1ヶ月以内に原材料の使用報告をすること。
2. 1年目の残存原材料は1年目に翌年に繰越使用することができる。
3. 最終年における残存原材料は輸入日の状態で輸入関税を支払うこと。

必要書類

1. 製品販売エビデンス
2. 国税局書式に基づくアウトプットVATの写し

62

恩典終了後の手続き

1. 恩典終了後1ヶ月以内原材料の使用を報告すること。
2. 恩典終了後6ヶ月以内に残存の原材料および必要資材を全部使用しなければならない。
3. 製品に造れない残存の原材料および必要資材
輸入日の状態に基づき関税を払わなければならない

事務局布告 第ポ一10/2544

63

第30条に基づく原材料の輸入期間延長

1. 輸入期間満了より2ヶ月事前に原材料輸入期間延長とともに原材料リストを申請すること。
2. 申請がその締め切りを過ぎた場合、延長の申請日より2ヶ月後から権利を行使できる。

64

項目原材料および必要資材の認可

第36条(1)

製造に使用する全項目を認可する

第30条

国内で製造できない原材料および
必要資材のみ認可する

65

最高在庫の認可

第36条(1)

輸入する最高在庫高(運転在庫)は奨励証書に基づく
6ヶ月分の製造を超えてはならない。

第30条

輸入する最高在庫高(Max Import)は奨励証書に
基づく1年分の製造を超えてはならない。

66

フォーミュラの認可

第36条 (1), 第30条

1. ロスを含まない実際使用量に基づく認可
2. ロスがある場合、重量、面積、体積で輸入される原材料および必要資材のみの認可

67

原材料および必要資材のストックカット

第36条 (1)

輸出日より1年以内に原材料および必要資材
ストックカットを申請すること

第30条

恩典終了日より1ヶ月以内に原材料の使用量
を報告すること

68

Q & A

ありがとうございます